

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600089 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600068 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額を 33 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間について、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する預金通帳及び元同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A社から賞与を支給され、33 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、上記請求者の預金通帳により確認できる振込日の記録から、平成 15 年 7 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主から平成 15 年 7 月 10 日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、請求期間後の事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600113号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600022号

第1 結論

昭和60年4月から昭和61年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和61年12月まで

私の国民年金記録において、請求期間の国民年金保険料が未納となっているが、時期は記憶していないものの、会社を退職した後に、A市役所から請求期間に係る国民年金保険料納付書が送られてきたので、12万円ないし13万円の保険料を一括して銀行で納付した記憶がある。請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、時期は記憶していないが一括納付したと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和63年6月17日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された記号番号のうちの一つであることが確認でき、その記号番号前後の被保険者の記録により、請求者の国民年金の加入手続は、平成元年2月頃に行われたものと推認され、この時点を目安にすると、請求期間は、時効により保険料を納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名索引を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600116号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600023号

第1 結論

昭和59年6月から昭和60年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年6月から昭和60年6月まで

私は、昭和59年5月に会社を退職した後、同年6月にA市B区役所において国民年金の加入手続を行い、同年6月から昭和60年3月までの国民年金保険料を同区役所で納付し、同年4月から同年6月までの保険料は、住所変更後のC市役所において納付した。

C市役所から送付された同市発行の「国民年金保険料の納付について」によると、前住所地における納付記録を確認したとあり、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料納入通知書兼領収証書と一緒に送られたことからすると、昭和59年6月から昭和60年3月までの国民年金保険料については、納付済みであることが明白である。また、C市役所から案内があった同年4月から同年12月までの保険料のうち、同年4月から同年6月までの保険料を納付しなかったとは考え難く、同年12月から昭和61年3月までの間に納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金被保険者期間の国民年金保険料は納付済みであり、請求期間前の20歳から厚生年金保険に加入するまでの期間については学生による任意未加入期間であると認められ、請求期間以外に保険料の未納はない。

一方、請求者は、C市発行の「国民年金保険料の納付について」及び昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、請求期間のうち、昭和59年6月から昭和60年3月までの国民年金保険料については、A市B区役所で支払った旨主張しているが、A市B区における請求者の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表によると、昭和59年6月から昭和60年3月までの保険料を納付した記録はなく、また、C市は、当時の詳細を知る者はおらず、当該資料のみで当該期間における保険料の納付の判断を行うことはできないと回答している。

また、請求者は、請求期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、同年 12 月から昭和 61 年 3 月までの間に納付したと思う旨主張しているが、C 市における請求者の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直後の昭和 60 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの保険料については、昭和 62 年 9 月 18 日に一括して過年度納付していることが確認でき、当該保険料納付時点を基準とすると、昭和 60 年 6 月以前の期間については、時効により保険料を納めることができない。

以上のように、請求者の国民年金被保険者記録において、請求者が国民年金保険料を現年度納付した形跡はない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600104 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600069 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社E出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 42 年 8 月 10 日から昭和 45 年 8 月 10 日まで
② 昭和 45 年 8 月 15 日から昭和 46 年 9 月 10 日まで
③ 昭和 47 年 2 月 12 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 10 月 1 日から昭和 48 年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 48 年 6 月 1 日から同年 10 月 5 日まで
⑥ 昭和 53 年 4 月 28 日から昭和 56 年 4 月 30 日まで
⑦ 昭和 61 年 8 月 30 日から昭和 63 年 8 月 30 日まで

私は、請求期間①についてはA社に、請求期間②についてはB社に、請求期間③についてはC社に、請求期間④についてはD社E出張所に、請求期間⑤及び⑥についてはF社に、請求期間⑦についてはG社に、それぞれ継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の当該期間当時における事業主の親族から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者の被保険者資格喪失年月日は昭和42年8月10日と記載され、同社の事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる上、当該資格喪失確認通知書及び被保険者名簿のいずれにも、健康保険被保険者証を返納していることを意味する「証返」の表示が確認できる。

また、A社は、平成13年1月23日にH社に名称変更した後、平成20年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①における厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、請求期間①の前後に厚生年金保険被保険者記録が確認できる21名に照会したところ、13名から回答があり、うち3名は、請求者は請求期間①には勤務していなかった旨回答しており、請求者が請求期間①に勤務していたと回答した者はいなかった。

加えて、オンライン記録により、請求者は、請求期間①の一部である昭和42年10月1日から同年11月10日までの期間はB社に、昭和43年3月1日から同年9月21日までの期間はI社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、B社は平成12年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できるのは3名のみであり、連絡先が判明した2名に照会したところ、うち1名は、請求者は請求期間②には勤務していなかった旨回答し、他の1名は、請求者を記憶していない旨回答しており、請求者が請求期間②に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿において、請求期間②に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 請求期間③について、C社は昭和52年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資

格喪失年月日は昭和47年2月12日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者原票には、被保険者資格喪失の直後に健康保険被保険者証を返納している記載が確認できる。

さらに、上記被保険者原票において、請求期間③に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 4 請求期間④について、D社E出張所は昭和48年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在不明であることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者に係るD社E出張所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格喪失年月日は昭和47年10月1日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者原票には、被保険者資格喪失の直後に健康保険被保険者証を返納している記載が確認できる。

さらに、上記被保険者原票において、請求期間④に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 5 請求期間⑤及び⑥について、請求者は、F社の元事業主が作成した請求者の勤務期間の証明文書を関連資料として提出している。

しかしながら、元事業主は、上記の勤務期間の証明文書は10年ぐらい前に作成したもので、根拠資料や作成した経緯について記憶しておらず、当時の資料を保管していないため、請求者の請求期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について不明である旨回答している。

また、請求者に係るF社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格取得年月日は昭和48年10月5日、被保険者資格喪失年月日は昭和53年4月28日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者原票には、被保険者資格喪失の直後に健康保険被保険者証を返納している記載が確認できる。

さらに、上記被保険者原票において、請求期間⑤又は⑥にそれぞれ厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

6 請求期間⑦について、G社の当該期間当時の事業主は、当時の資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者に係るG社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格喪失年月日は昭和61年8月30日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者原票には、被保険者資格喪失の直後に健康保険被保険者証を返納している記載が確認できる。

さらに、上記被保険者原票において、請求期間⑦に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

加えて、オンライン記録により、請求者は、請求期間⑦の大部分を含む昭和61年9月1日から平成3年11月18日までの期間に国民年金に加入し、昭和61年9月から平成2年10月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。